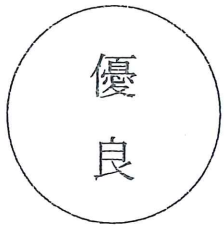


産業廃棄物処分業許可証

住所 広島市安佐北区三入南一丁目1番14号

氏名 丸伸企業株式会社
代表取締役 金島 聖貴
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。



広島市長 松井 一 實



許可の年月日 令和 2年 9月 2日

許可の有効期限 令和 9年 9月 1日

1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
中間処理 (天日乾燥) この欄以下余白	汚泥(判定基準に適合しないものを含まない。) (水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
中間処理 (固化) この欄以下余白	汚泥(判定基準に適合しないものを含まない。) (水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
中間処理 (造粒固化) この欄以下余白	汚泥(判定基準に適合しないものを含まない。) 銻さい (これらのうち水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
中間処理 (流動化) 以下余白	汚泥(判定基準に適合しないものを含まない。) (水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。以下余白

2. 事業の用に供する全ての施設

別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H22. 5. 12	更新許可	H27. 4. 15	更新許可
H24. 3. 16	変更許可	R 2. 3. 26	更新許可
H24. 7. 17	変更許可	R 2. 9. 1	更新許可(優良認定)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有

6. 備考

